

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 4年 1月 6日	第134号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局行政部法制課長 発行人	

目	次	ページ
条 例		
○ 名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例 (住都・建築指導課)	(第54号)	5
○ 名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する 条例の一部を改正する条例 (住都・建築指導課)	(第55号)	7
○ 名古屋市開発行為の許可等に関する条例の一部を改正する条 例 (住都・総務課)	(第56号)	13
○ 名古屋市市税条例の一部を改正する条例 (財政・税制課)	(第57号)	15
規 則		
○ 名古屋市危険物規制規則の一部を改正する規則 (消防・総務課)	(第100号)	18
告 示		
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づ く拡散防止管理区域の指定について (環境・地域環境対策課)	(第651号)	19
○ 建築協定の認可 (住都・建築指導課)	(第652号)	20
○ 事後調査結果中間報告書 (工事中) について (環境・地域環境対策課)	(第653号)	21
○ 放置自動車の処分について (緑土・道路管理課)	(第654号)	23
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律による介護機関の指定 (健福・保護課)	(第655号)	24
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律による指定介護機関の変更 (健福・保護課)	(第656号)	25
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律による指定介護機関の廃止 (健福・保護課)	(第657号)	31
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律による介護機関の指定 (健福・保護課)	(第658号)	34
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律による指定介護機関の変更 (健福・保護課)	(第659号)	35

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第660号)	39
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第661号)	41
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課)	(第662号)	43
○ 指定管理者の指定	(住都・都心まちづくり課)	(第663号)	45
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について	(緑土・緑地管理課)	(第664号)	46
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について	(緑土・緑地管理課)	(第665号)	48

上 下 水 道 局 告 示

○ 地方公営企業法第33条の 2の規定に基づく水道メータ検針事務等の委託についての一部改正		(第16号)	50
○ 地方公営企業法第33条の 2の規定に基づく水道料金等徴収事務の一部委託について		(第17号)	51
○ 地方公営企業法第33条の 2の規定に基づく汚水排出量測定計器の検針事務等の委託について		(第18号)	52

上 下 水 道 局 管 理 規 程

○ 名古屋市上下水道局会計規程等の一部改正		(第20号)	53
-----------------------	--	--------	----

交 通 局 管 理 規 程

○ 名古屋市交通局会計規程の一部改正		(第22号)	55
○ 地方自治法第 231条の 2第 6項に規定する指定代理納付者により乗車料金を納付する場合の特例に関する規程の一部改正		(第23号)	56

公 告

○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・営業課)		58
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告	(上下水・営業課)		59
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告	(上下水・営業課)		60

正 誤

○ 令和 3年 7月28日付け名古屋市公報第 112号中の訂正について			61
-------------------------------------	--	--	----

条 例 の あ ら ま し

- 名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例（第54号）
 - 1 改正内容
 - (1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の一部改正等に伴い、規定の整備を行います。（第17条関係）
 - (2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、長期優良住宅の容積率に関する特例の許可制度に係る事務の手数料を定めます。（第17条関係）
 - 2 施行期日
 - 令和 4年 2月20日から施行します。

- 名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（第55号）
 - 1 改正内容
 - (1) 泰明町地区計画の決定に伴い、対象区域を追加します。（別表第 1関係）
 - (2) 泰明町地区計画の決定に伴い、規定の整備を行います。（別表第 2関係）
 - (3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第 4条及び第 9条の 2関係）
 - 2 施行期日
 - 公布の日から施行します。ただし、一部の規定は、令和 4年 2月20日から施行します。

- 名古屋市開発行為の許可等に関する条例の一部を改正する条例（第56号）
 - 1 改正内容
 - (1) 都市計画法（昭和43年法律第 100号）等の一部改正に伴い、規定の整備等を行います。（第17条及び第18条関係）
 - (2) ワンルーム型住戸の床面積について、規定の整備を行います。（第 8

条関係)

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市市税条例の一部を改正する条例（第57号）

1 改正内容

地方税法（昭和25年法律第 226号）等の一部改正に伴い、規定の整備を行います。

(1) 個人の市民税

非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しに伴い、規定の整備を行います。（第 9条及び第20条の 3関係）

(2) 固定資産税

条例で定めることとされている固定資産税の特例の割合に関する規定の整備を行います。（附則第14条の 6関係）

(3) その他

規定の整理を行います。（附則第14条の 6関係）

2 施行期日

(1) 公布の日から施行します。（附則第14条の 6関係）

(2) 令和 5年 4月 1日から施行します。（附則第14条の 6関係）

(3) 令和 6年 1月 1日から施行します。（第 9条及び第20条の 3関係）

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市危険物規制規則の一部を改正する規則（第 100号）

1 改正内容

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 2条及び第 1号様式関係）

2 施行期日

令和 4年 1月 1日から施行します。

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月20日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第54号

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第17条第45号の2を削り、同条第45号の3中「第3項」を「第5項」に改め、同号ア中「第6条第1項各号（第3号を除く。）」を「第6条第1項第1号」に改め、同号イを削り、同号ウを同号イとし、同号を同条第45号の2とし、同条第45号の4ア中「第6条第1項各号（第3号を除く。）」を「第6条第1項第1号」に、「第3項」を「第5項」に改め、同号イを削り、同号ウ中「第3項」を「第5項」に改め、同号ウを同号イとし、同号を同条第45号の3とし、同号の次に次の1号を加える。

(45)の4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査

認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料 160,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関によりこの条例による改正前の名古屋市建築基準法施行条例第17条第45号の3アに規定する基準に適合していると認められた住宅及び同号イに規定する設計住宅性能評価書が交付された住宅に係る手数料の額については、この条例による改正後の名古屋市建築基準法施行条例第17条第45号の2及び第45号の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月20日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市条例第55号

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年名古屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「及び第9条の2第1項」を「、第9条の2第1項及び第9条の3第1項」に改める。

第9条の3を第9条の4とし、第9条の2を第9条の3とし、第9条の次に次の1条を加える。

（認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例）

第9条の2 その敷地面積が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号）第5条で定める規模以上である住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第2条第1項に規定する住宅をいう。以下この項において同じ。）のうち、認定長期優良住宅建築等計画（同法第9条第1項に規定する認定長期優良住宅建築等計画をいう。）に

基づく建築に係る住宅で、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建蔽率、容積率及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものの容積率は、その許可の範囲内において、第4条の規定による限度を超えるものとすることができる。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の意見を聞かなければならない。

別表第1に次のように加える。

泰明町地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画泰明町地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
-------------	--

別表第2に次のように加える。

泰明町地区整備計画区域	賑わい地区 (A)	用途の制限	1 風営法第2条第1項第1号から第4号までに規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業の用途に供するもの 2 勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場又は勝舟投票券発売所 3 倉庫業を営む倉庫 4 畜舎
		容積率の最高限度	10分の20
		建蔽率の最高限度	10分の6。ただし、法第53条第3項第2号に該当する建築物については、10分の7とする。
		敷地面積の最低限度	500平方メートル
		壁面の位置の制限	外壁等の面から地区施設（歩道に限る。）の境界線までの距離は5メートル以上、地区施設（地区幹線道路に限る。）の境界線までの距離は1メートル以上であること。ただし、それぞれの距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の

		<p>いずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。</p> <p>2 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。</p> <p>3 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものであること。</p>
	高さの最高限度	31メートル
	緑化率の最低限度	10分の1.5
賑わい地区(B)	用途の制限	<p>1 風営法第2条第1項第1号から第4号までに規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業の用途に供するもの</p> <p>2 倉庫業を営む倉庫</p> <p>3 畜舎</p>
	容積率の最高限度	10分の20
	建蔽率の最高限度	10分の6。ただし、法第53条第3項第2号に該当する建築物については、10分の7とする。
	敷地面積の最低限度	500平方メートル
	壁面の位置の制限	<p>外壁等の面から地区施設（歩道2号に限る。）の境界線までの距離は5メートル以上、地区施設（歩道2号を除く。）の境界線までの距離は1メートル以上であること。ただし、それぞれの距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。</p>

		<p>2 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。</p> <p>3 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものであること。</p>
高さの最高 限度	1 31メートル	<p>2 建築物の各部分から地区施設（区画道路1号に限る。）の反対側の境界線までの水平距離が8メートル以下の範囲内にあつては、当該水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えた数値</p> <p>3 前号に掲げる水平距離が8メートルを超える範囲内にあつては、当該水平距離と8メートルとの差に1.5分の1を乗じて得たものに20メートルを加えた数値</p>
緑化率の最 低限度	10分の1	
複合 地区 (A)	用途の制限	<p>1 風営法第2条第1項第1号から第4号までに規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用途に供するもの</p> <p>2 勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場又は勝舟投票券発売所</p> <p>3 倉庫業を営む倉庫</p> <p>4 畜舎</p>
	容積率の最 高限度	10分の20
	建蔽率の最 高限度	10分の6。ただし、法第53条第3項第2号に該当する建築物については、10分の7とする。
	敷地面積の 最低限度	130平方メートル
	壁面の位置 の制限	外壁等の面から地区施設（歩道1号に限る。）の境界線までの距離は5メートル以上、地区施設（歩

		<p>道1号及び公園を除く。)の境界線までの距離は1メートル以上、隣地境界線までの距離は0.5メートル以上であること。ただし、それぞれの距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。</p> <p>2 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。</p> <p>3 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものであること。</p>
	高さの最高限度	31メートル
	緑化率の最低限度	10分の1
複合地区(B)	用途の制限	<p>1 風営法第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用途に供するもの</p> <p>2 勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場又は勝舟投票券発売所</p> <p>3 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>4 畜舎</p>
	建蔽率の最高限度	10分の6。ただし、法第53条第3項第2号に該当する建築物については、10分の7とする。
	敷地面積の最低限度	130平方メートル
	壁面の位置の制限	<p>外壁等の面から地区施設の境界線までの距離は1メートル以上、隣地境界線までの距離は0.5メートル以上であること。ただし、それぞれの距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号</p>

		<p>のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。</p> <p>2 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。</p> <p>3 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものであること。</p>
	高さの最高限度	<p>1 建築物の各部分から地区施設（区画道路1号に限る。）の反対側の境界線までの水平距離が8メートル以下の範囲内にあつては、当該水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えた数値</p> <p>2 前号に掲げる水平距離が8メートルを超える範囲にあつては、当該水平距離と8メートルとの差に1.5分の1を乗じて得たものに20メートルを加えた数値</p>
	緑化率の最低限度	10分の1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第3項の改正規定及び第9条の3を第9条の4とし、第9条の2を第9条の3とし、第9条の次に1条を加える改正規定は、令和4年2月20日から施行する。

名古屋市開発行為の許可等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月22日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第56号

名古屋市開発行為の許可等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市開発行為の許可等に関する条例（平成14年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第4号中「25平方メートル以下」を「30平方メートル未満」に改める。

第17条第1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第1号ただし書中「第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の」を「第29条の9各号に掲げる」に改める。

第18条第8号中「、第63条第3項第5号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ」を「若しくは第63条第3項第5号イ」に、「、第63条第3項第7号イ若しくは第68条の69第3項第7号イ」を「若しくは第63条第3項第7号イ」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

名古屋市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年12月22日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第57号

名古屋市市税条例の一部を改正する条例

第 1 条 名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この条において同じ。）」を加える。

第20条の 3 第 1 項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第14条の 6 中第18項を第19項とし、第17項を第18項とし、第16項の次に次の 1 項を加える。

17 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、6分の1とする。

第 2 条 名古屋市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第14条の 6 第19項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中名古屋市市税条例附則第14条の6中第18項を第19項とし、第17項を第18項とし、第16項の次に1項を加える改正規定 公布の日
 - (2) 第2条の規定並びに附則第3項及び第4項の規定 令和5年4月1日
(個人の市民税に関する経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の名古屋市市税条例第9条及び第20条の3第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
(固定資産税に関する経過措置)
- 3 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号。以下「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する家屋及び構築物(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。)に対して課する固定資産税については、第2条の規定による改正前の名古屋市市税条例(以下「旧条例」という。)附則第14条の6第19項の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)以後も、なおその効力を有する。
- 4 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)

をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、旧条例附則第14条の6第19項の規定は、一部施行日以後も、なおその効力を有する。

名古屋市危険物規制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3年12月20日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第 100号

名古屋市危険物規制規則の一部を改正する規則

名古屋市危険物規制規則（平成12年名古屋市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 1項中「第 1号様式による」を「省令第 1条の 6に規定する」に改め、同条第 2項を削り、同条第 3項中「第 1項」を「前項」に改め、同項を同条第 2項とする。

第 1号様式を次のように改める。

第 1号様式 削除

附 則

- 1 この規則は、令和 4年 1月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市危険物規制規則の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市危険物規制規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

名古屋市告示第 651号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 4第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、汚染の拡散の防止等の措置を講ずることが必要な区域を指定します。

令和 3年12月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市港区汐止町 3番10の一部、 7番の一部及び13番 1の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

3 講ずべき汚染の拡散の防止等の措置

地下水の水質の測定

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 652 号

建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第73条第 1 項の規定により次の建築協定を認可しましたので、同条第 2 項の規定により告示するとともに、同条第 3 項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

令和 3 年12月21日

名古屋市長 河 村 たかし

1 建築協定の名称

高社一丁目北地区建築協定

2 建築協定区域

名古屋市名東区高社一丁目36番 外

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎 2 階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日以外の日の午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までは除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第653号

事後調査結果中間報告書（工事中）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第29条の2第2項の規定に基づき、事業者から金城ふ頭地先公有水面埋立てに係る事後調査結果中間報告書（工事中）（以下「事後調査結果中間報告書」という。）の提出がありましたので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この事後調査結果中間報告書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和3年12月22日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名古屋港管理組合
名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村たかし
名古屋市港区港町1番11号
 - (2) 国土交通省 中部地方整備局
国土交通省 中部地方整備局長 堀田治
名古屋市中区丸の内二丁目1番36号 NUP・フジサワ丸の内ビル
- 2 対象事業の名称及び種類
金城ふ頭地先公有水面埋立て
公有水面の埋立て
- 3 対象事業の実施予定地
名古屋市港区金城ふ頭三丁目地先公有水面
- 4 事後調査結果中間報告書の提出年月日
令和3年12月9日
- 5 事後調査結果中間報告書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所

- ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）
（名古屋市役所東庁舎5階）
- イ 名古屋市港区港明一丁目12番20号
港区役所
- ウ 名古屋市中区栄一丁目23番13号
名古屋市環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）
（伏見ライフプラザ13階）

(2) 縦覧期間

令和3年12月22日（水）から令和4年1月5日（水）まで。ただし、地域環境対策課及び港区役所にあつては12月25日（土）、同月26日（日）及び同月29日（水）から1月3日（月）までを、環境学習センターにあつては12月27日（月）及び同月29日（水）から1月3日（月）までを除きます。

(3) 縦覧時間

- ア 地域環境対策課及び港区役所
午前8時45分から午後5時15分まで
- イ 環境学習センター
午前9時30分から午後5時00分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 654 号

放置自動車の処分について

名古屋市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成16年名古屋市条例第70号）第12条第3項の規定に基づき、同条例第15条に規定する名古屋市放置自動車廃物判定委員会の判定を経て、放置自動車を廃物とみなし、処分を行うこととしたので、同条例第12条第4項の規定に基づき次のとおり告示します。

令和3年12月23日

名古屋市長 河村 たかし

1 放置されている自動車

放置されている場所	製造者の名称	外観	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第9条に規定する自動車登録番号
名古屋市中川区本前田町 211 番地先道路	川崎重工業株式会社	緑色	名古屋こ2566
名古屋市中川区本前田町 211 番地先道路	川崎重工業株式会社	黒色	名古屋つ5376

2 当該放置自動車の処分を予定する日

令和4年1月6日以後の日

名古屋市緑政土木局路政部道路管理課

名古屋市告示第 655号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 3年12月23日

名古屋市長 河 村 たかし

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
わたなべクリニック	名古屋市中区大須四丁目 3番 1号	令和 3年 10月19日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 656号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 3年12月23日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問介護

介護事業者の名称		三井住友海上ケアネット株式会社
介護事業者の所在地		東京都世田谷区粕谷 2- 8- 3
介護事業所の名称		ゆうらいふ瑞穂訪問介護事業所
介護事業所の所在地	旧	名古屋市瑞穂区河岸一丁目 2番14号
	新	名古屋市瑞穂区瑞穂通 7丁目13番地の 3
変更年月日		令和 3年 9月27日

介護事業者の名称		株式会社KEI
介護事業者の所在地		名古屋市港区入場二丁目1201番地
介護事業所の名称		訪問介護事業所あいとわ
介護事業所の所在地	旧	名古屋市港区当知三丁目2210番地

地	新	名古屋市港区入場二丁目1201番地
変更年月日		令和2年4月24日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称	株式会社mastocare	
介護事業者の所在地	名古屋市中川区野田三丁目223番地の3	
介護事業所の名称	マスト訪問看護ステーション	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区野田三丁目223番地の3
	新	名古屋市西区貴生町402番地
変更年月日	令和3年10月1日	

介護事業者の名称	株式会社縁友会	
介護事業者の所在地	名古屋市昭和区元宮町4丁目70番地	
介護事業所の名称	訪問看護ステーションエヴリ	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市昭和区萩原町4丁目12番地
	新	名古屋市昭和区元宮町4丁目70番地
変更年月日	令和3年11月1日	

介護事業所の名称	もりかわクリニック	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区荒子町字大門西47番地
	新	名古屋市中川区的場町1丁目32番地
変更年月日	令和3年9月24日	

介護事業所の名称	旧	なみき通り歯科
	新	なみき通り歯科・矯正歯科
介護事業所の所在地	名古屋市南区豊田二丁目2番1号	
変更年月日	令和3年6月28日	

介護事業者の名称	株式会社恵	
----------	-------	--

介護事業者の所在地	名古屋市緑区鳴海町字上汐田12番地	
介護事業所の名称	訪問看護ステーションMGK24	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市天白区元八事五丁目85番地
	新	名古屋市緑区左京山 451番地の 2
変更年月日	令和 3年 8月 1日	

介護事業所の名称	大高はなえみクリニック	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区大高台三丁目 805番地
	新	名古屋市緑区大高町字一色山34番地の 1の 1
変更年月日	令和 3年10月 1日	

3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介護事業所の名称	もりかわクリニック	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区荒子町字大門西47番地
	新	名古屋市中川区的場町 1丁目32番地
変更年月日	令和 3年 9月24日	

介護事業所の名称	旧	なみき通り歯科
	新	なみき通り歯科・矯正歯科
介護事業所の所在地	名古屋市南区豊田二丁目 2番 1号	
変更年月日	令和 3年 6月28日	

介護事業所の名称	大高はなえみクリニック	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区大高台三丁目 805番地
	新	名古屋市緑区大高町字一色山34番地の 1の 1
変更年月日	令和 3年10月 1日	

4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称	ちくさ調剤薬局
----------	---------

介護事業所の所在地	旧	名古屋市千種区末盛通 1丁目17番地
	新	名古屋市千種区末盛通 1丁目 9番地の 3
変更年月日	令和 3年10月10日	

介護事業所の名称	もりかわクリニック	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区荒子町字大門西47番地
	新	名古屋市中川区的場町 1丁目32番地
変更年月日	令和 3年 9月24日	

介護事業所の名称	旧	なみき通り 歯科
	新	なみき通り 歯科・矯正歯科
介護事業所の所在地	名古屋市南区豊田二丁目 2番 1号	
変更年月日	令和 3年 6月28日	

介護事業所の名称	大高はなえみクリニック	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区大高台三丁目 805番地
	新	名古屋市緑区大高町字一色山34番地の 1の 1
変更年月日	令和 3年10月 1日	

5 通所介護

介護事業者の名称	社会福祉法人ニコニコハウス	
介護事業者の所在地	名古屋市南区鶴里町 3丁目40番地の 1	
介護事業所の名称	旧	ニコニコデイサービス鶴里
	新	介護支援センターなごみ
介護事業所の所在地	旧	名古屋市南区鶴里町 3丁目40番地の 1
	新	名古屋市緑区鳴海町字光正寺37番地
変更年月日	令和 2年 4月 1日	

介護事業者の名称	特定非営利活動法人藤森福祉会
----------	----------------

介護事業者の所在地	名古屋名東区藤里町 410番地	
介護事業所の名称	デイサービスセンター藤森	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区藤森西町1723番地
	新	名古屋市名東区藤森西町1510番地
変更年月日	令和 2年 4月 1日	

6 居宅介護支援事業

介護事業者の名称	株式会社八世クリエイト	
介護事業者の所在地	名古屋市東区新出来一丁目 7番23号	
介護事業所の名称	エアープラン居宅介護支援事業所	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市東区新出来一丁目 7番23号
	新	名古屋市東区徳川二丁目11番 3号
変更年月日	令和 3年10月 5日	

介護事業者の名称	社会福祉法人ニコニコハウス	
介護事業者の所在地	名古屋市南区鶴里町 3丁目40番地の 1	
介護事業所の名称	旧	ニコニコデイサービス鶴里
	新	介護支援センターなごみ
介護事業所の所在地	旧	名古屋市南区鶴里町 3丁目40番地の 1
	新	名古屋市緑区鳴海町字光正寺37番地
変更年月日	令和 2年 4月 1日	

介護事業者の名称	特定非営利活動法人たすけあい名古屋	
介護事業者の所在地	名古屋市緑区鳴子町 1丁目 6番地	
介護事業所の名称	けあプラン鳴子	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区鳴子町 4丁目13番地
	新	名古屋市緑区鳴子町 1丁目 6番地
変更年月日	令和 2年 8月 1日	

介護事業者の名称	合同会社未完	
介護事業者の所在地	名古屋市名東区一社一丁目 149番地	
介護事業所の名称	ケアプランセンターみかん	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市天白区元植田一丁目2222番地
	新	名古屋市名東区一社一丁目 149番地
変更年月日	令和 3年 8月 1日	

7 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称	三井住友海上ケアネット株式会社	
介護事業者の所在地	東京都世田谷区粕谷 2-8-3	
介護事業所の名称	ゆうらいふ瑞穂訪問介護事業所	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市瑞穂区河岸一丁目 2番14号
	新	名古屋市瑞穂区瑞穂通 7丁目13番地の 3
変更年月日	令和 3年 9月27日	

8 予防専門型通所サービス

介護事業者の名称	特定非営利活動法人藤森福祉会	
介護事業者の所在地	名古屋名東区藤里町 410番地	
介護事業所の名称	デイサービスセンター藤森	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区藤森西町1723番地
	新	名古屋市名東区藤森西町1510番地
変更年月日	令和 2年 4月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 657号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年12月23日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問介護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
合同会社福寿蒼 名古屋市天白区植田西三丁目 404番地	ケアサポート福寿蒼 名古屋市天白区植田西三丁目 404番地	令和 3年 6月 30日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
大東自動車株式会社 三重県伊勢市小俣町元町1648	ひまわり訪問看護リハビリステーション守山	令和 3年 10月 1日

—10	名古屋市守山区桔梗平二丁目 316番地	
大東自動車株式会社 三重県伊勢市小俣町元町1648 —10	ひまわり訪問看護リハビリス テーション名東 名古屋市名東区文教台一丁目 512番地	令和 3年 10月 1日

3 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
医療法人福友会 愛知県日進市北新町殿ヶ池上 539番地	介護老人保健施設メデケアド 寿 名古屋市北区米が瀬町 135番 地の 1	令和 3年 3月 31日

4 短期入所療養介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
医療法人福友会 愛知県日進市北新町殿ヶ池上 539番地	介護老人保健施設メデケアド 寿 名古屋市北区米が瀬町 135番 地の 1	令和 3年 3月 31日

5 介護老人保健施設

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
医療法人福友会 愛知県日進市北新町殿ヶ池上 539番地	介護老人保健施設メデケアド 寿 名古屋市北区米が瀬町 135番	令和 3年 3月 31日

地の 1

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 658号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 3年12月23日

名古屋市長 河 村 たかし

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
イトウ薬局	名古屋市北区上飯田南町 1丁目37番 地	令和 3年 9月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 659号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 3年12月23日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問介護

介護事業者の名称	旧	WHP株式会社
	新	株式会社寿々
介護事業者の所在地	名古屋市中村区東宿町 1丁目54番地	
介護事業所の名称	ひなたケアステーション	
介護事業所の所在地	名古屋市中村区本陣通 5丁目87番地の 1	
変更年月日	令和 3年11月 1日	

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称	旧	WHP株式会社
	新	株式会社寿々
介護事業者の所在地	名古屋市中村区東宿町 1丁目54番地	

介護事業所の名称	ひなた訪問看護ステーション
介護事業所の所在地	名古屋市中村区本陣通 5丁目87番地の 1
変更年月日	令和 3年11月 1日

介護事業者の名称	株式会社メディカル・ライフアップ	
介護事業者の所在地	名古屋市瑞穂区陽明町 2丁目31番地	
介護事業所の名称	旧	訪問看護リハビリステーション陽明
	新	ライフアップ訪問看護ステーション陽明
介護事業所の所在地	旧	名古屋市瑞穂区陽明町 2丁目31番地
	新	名古屋市瑞穂区田辺通 2丁目22番地の 1
変更年月日	令和 3年10月 1日	

介護事業者の名称	株式会社心晴	
介護事業者の所在地	名古屋市港区春田野一丁目1202番地	
介護事業所の名称	こはる訪問看護ステーション	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市港区九番町 5丁目 3番地の 1
	新	名古屋市港区港栄一丁目 8番23号
変更年月日	令和 3年10月25日	

介護事業者の名称	株式会社和夢	
介護事業者の所在地	名古屋市港区入場一丁目1802番地の 2	
介護事業所の名称	旧	訪問看護ステーションぷらすワン
	新	訪問看護ステーションボギー天白
介護事業所の所在地	名古屋市天白区元八事二丁目 107番地	
変更年月日	令和 3年11月 1日	

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称	にしだ歯科
----------	-------

介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区中島一丁目 103番地
	新	名古屋市中川区中島新町四丁目1411番地
変更年月日	令和 3年12月 1日	

4 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

介護事業者の名称	旧	WHP株式会社
	新	株式会社寿々
介護事業者の所在地	名古屋市中村区東宿町 1丁目54番地	
介護事業所の名称	ひなたケアサポート	
介護事業所の所在地	名古屋市中村区本陣通 5丁目87番地の 1	
変更年月日	令和 3年11月 1日	

5 居宅介護支援事業

介護事業者の名称	株式会社クローバー	
介護事業者の所在地	名古屋市中村区東味鏡一丁目1028番地	
介護事業所の名称	キョーワケアプランセンター	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区泉二丁目26番 1号
	新	名古屋市中村区葵三丁目 3番 8号
変更年月日	令和 3年 8月 1日	

介護事業者の名称	旧	WHP株式会社
	新	株式会社寿々
介護事業者の所在地	名古屋市中村区東宿町 1丁目54番地	
介護事業所の名称	ひなたケアプラン	
介護事業所の所在地	名古屋市中村区本陣通 5丁目87番地の 1	
変更年月日	令和 3年11月 1日	

6 介護老人福祉施設

介護事業者の名称	旧	社会福祉法人常仁会
----------	---	-----------

	新	社会福祉法人フロンティア
介護事業者の所在地		名古屋市天白区表山二丁目 312番地
介護事業所の名称	旧	地域密着型特別養護老人ホーム八事の杜
	新	地域密着型特別養護老人ホーム八事の憩
介護事業所の所在地		名古屋市天白区表山二丁目 312番地
変更年月日		令和 3年 4月 1日

7 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

介護事業者の名称	旧	WHP株式会社
	新	株式会社寿々
介護事業者の所在地		名古屋市中村区東宿町 1丁目54番地
介護事業所の名称		ひなたケアサポート
介護事業所の所在地		名古屋市中村区本陣通 5丁目87番地の 1
変更年月日		令和 3年11月 1日

8 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称	旧	WHP株式会社
	新	株式会社寿々
介護事業者の所在地		名古屋市中村区東宿町 1丁目54番地
介護事業所の名称		ひなたケアステーション
介護事業所の所在地		名古屋市中村区本陣通 5丁目87番地の 1
変更年月日		令和 3年11月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 660号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年12月23日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
遠藤歯科医院	名古屋市天白区平針三丁目1501番地	令和 3年 10月31日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
遠藤歯科医院	名古屋市天白区平針三丁目1501番地	令和 3年 10月31日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
遠藤歯科医院	名古屋市天白区平針三丁目1501番地	令和 3年 10月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 661号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年12月23日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問介護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
医療法人開生会 名古屋市中川区月島町 9番 9号	医療法人開生会ヘルパーステーション月島 名古屋市中川区月島町 1番 9号	令和 4年 1月 1日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
スギメディカル株式会社	スギ訪問看護ステーション野	令和 3年

東京都千代田区鍛冶町二丁目 6番1号	立橋 名古屋市中川区清川町4丁目 1番地の18	12月1日
-----------------------	-------------------------------	-------

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 662号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 3年12月23日

名古屋市長 河 村 たかし

許可年月日及び 許可番号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住所及び氏名
令和 2年 4月22日 2指令住開指第14号	名古屋市守山区竜泉寺 二丁目1127番 1の一部	名古屋市名東区文教台一 丁目 603番地 株式会社オフィスクリエ イト 代表取締役 松本孝喜
令和 3年 9月 3日 3指令住開指第50号	名古屋市港区西福田二 丁目 408番	名古屋市港区春田野二丁 目 406番地ルミエールA 棟 201号 田中淳市 田中智世
平成29年 6月 6日 29指令住開指第39号	(第 2工区) 名古屋市天白区植田山 二丁目 101番の一部外 1筆	名古屋市中区三の丸三丁 目 1番 1号 名古屋市 代表者 名古屋市長 河 村たかし

平成12年 5月30日 12指令住開指第 2-11 号	名古屋市守山区翠松園 一丁目1016番	名古屋市守山区翠松園一 丁目1016番地 早瀬礼治
令和 3年10月20日 3指令住開指第52号	名古屋市守山区大字上 志段味字東谷2109番 229外 1筆	愛知県みよし市三好丘一 丁目 2番地 1 株式会社トーヨーホーム 代表取締役 林 喜彦

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 663 号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 3 年12月24日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市栄バスターミナル	名古屋市東区東桜一丁目11番1号 栄公園振興株式会社 代表取締役社長 菊池文泰
久屋大通公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）	名古屋市東区東桜一丁目11番1号 栄公園振興株式会社 代表取締役社長 菊池文泰

2 指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課

名古屋市告示第 664号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和 3年12月24日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

「

上飯田東第 四なかよし 公園	北区上飯田東町 5丁目	図面82の区 域	令和 2年 3 月 2日
----------------------	-------------	-------------	-----------------

」

を

「

上飯田東第 四なかよし 公園	北区上飯田東町 5丁目	図面82の区 域	令和 2年 3 月 2日
山田公園	北区山田町 3丁目	図面83の区 域	令和 4年 1 月 1日

」

に改めます。

附 則

この告示は、令和 4年 1月 1日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 665号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和 3年12月24日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

「

榎公園	西区押切一丁目	図面西21の区域	昭和44年 4 月 1日
-----	---------	----------	-----------------

」

を

「

榎公園	西区押切一丁目	図面西21の 2 の区域	昭和44年 4 月 1日
-----	---------	-----------------	-----------------

」

に改めます。

附 則

この告示は、令和 4年 1月 7日から施行します。

名古屋市上下水道局告示第16号

地方公営企業法第33条の2の規定に基づく水道メータ検針事務等の委託について（令和2年名古屋市上下水道局告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月24日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

第2項の表名古屋上下水道総合サービス株式会社の項中「中村区 昭和区 瑞穂区 熱田区 中川区 港区 南区 緑区 天白区 清須市」を「中村区 清須市」に改め、同表第一環境株式会社の項を次のように改める。

第一環境株式会社	千種区 東区 中区 守山区 名東区	令和2年2月1日
	昭和区 瑞穂区 熱田区 中川区 港区 南区 緑区 天白区	令和4年2月1日

附 則

この告示は、令和4年2月1日から施行する。

名古屋市上下水道局告示第17号

地方公営企業法第33条の2の規定に基づく水道料金等徴収事務の一部委託について（令和2年名古屋市上下水道局告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月24日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

第2項の表第一環境株式会社の項を次のように改める。

第一環境株式会社	千種区 東区 中区 守山区 名東区	令和2年2月1日
	昭和区 瑞穂区 熱田区 中川区 港区 南区 緑区 天白区	令和4年2月1日

附 則

この告示は、令和4年2月1日から施行する。

名古屋市上下水道局告示第18号

地方公営企業法第33条の2の規定に基づく汚水排出量測定計器の検針事務等の委託について（令和2年名古屋市上下水道局告示第4号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月24日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

第2項の表名古屋上下水道総合サービス株式会社の項中「中村区 昭和区 瑞穂区 熱田区 中川区 港区 南区 緑区 天白区」を「中村区」に改め、同表第一環境株式会社の項を次のように改める。

第一環境株式会社	千種区 東区 中区 守山区 名東区	令和2年2月1日
	昭和区 瑞穂区 熱田区 中川区 港区 南区 緑区 天白区	令和4年2月1日

附 則

この告示は、令和4年2月1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第20号

名古屋市上下水道局会計規程等の一部を次のように改正する。

令和3年12月24日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

(名古屋市上下水道局会計規程の一部改正)

第1条 名古屋市上下水道局会計規程（平成15年名古屋市上下水道局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第42条中「取扱金融機関」の次に「、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）」を加える。

第44条の2の見出し中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づく指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

(名古屋市水道給水条例施行規程の一部改正)

第2条 名古屋市水道給水条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第52号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「第231条の2第6項に規定する指定代理納付者」を「第231条の2の2の規定により同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）に納付を委託したときは、指定納付受託者」に改める。

(名古屋市下水道条例施行規程の一部改正)

第3条 名古屋市下水道条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第58号）の一部を次のように改正する。

第36条第2項中「第231条の2第6項に規定する指定代理納付者」を「第231条の2の2の規定により同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）に納付を委託したときは、指定

納付受託者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年1月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日において現に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第6条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により指定を受けている者の納付による収納については、この規程の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

名古屋市交通局管理規程第22号

名古屋市交通局会計規程（昭和31年名古屋市交通局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月24日

名古屋市交通局長 小林 史郎

第32条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第40条の5を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和4年1月4日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第6条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定を受けている者に対するこの規程による改正前の名古屋市交通局会計規程第32条第3項及び第40条の5の規定の適用については、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

名古屋市交通局管理規程第23号

地方自治法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者により乗車料金を納付する場合の特例に関する規程（平成24年名古屋市交通局管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月24日

名古屋市交通局長 小林 史郎

題名を次のように改める。

地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者により乗車料金を納付する場合の特例に関する規程

第1条中「第231条の2第6項」を「第231条の2の3第1項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

第2条中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

第3条中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年1月4日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際現に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。以下「改正法」という。）第6条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定を受けている者（以下「指定代理納付者」という。）に係るこの規程による改正前の地方自治法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者により乗車料金を納付する場合の特例に関する規程の規定の適用については、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。ただし、既納料金の還付については、還付の日において指定代理納付者に係る指定が効力を失っていた場合

は、改正法第6条の規定による改正後の地方自治法第231条の2の3第1項の規定による指定を受けた者により行うものとする。

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和 3年12月20日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1537号	(株)野々山	野々山 徳春	名古屋市中区千代田二丁目16番34号	令和 3年11月17日
第1538号	ハウスメディック(有)	宇佐美 秀彦	愛知県春日井市美濃町一丁目 165番地 1	令和 3年11月17日
第1539号	(株)アイデアルクラフト	中島 宏美	愛知県一宮市柚木嵐字新田 777	令和 3年11月17日
第1540号	(株)T S ビルダー	柴田 敏仁	名古屋市緑区桶狭間南 720番地	令和 3年11月17日
第1541号	(株)オースイ	福崎 久人	大阪府大阪府中央区内本町二丁目 3番 8号 ダイアパレスビル本町 409	令和 3年11月17日
第1542号	(株)乾設備	乾 孝輔	三重県松阪市垣鼻町 703 番地 1	令和 3年11月17日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

令和3年12月20日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 964号	安全管理 株	本橋 行治	京都府京都市山科区 大宅細田町 110番地 の 2	令和 3年11月 9日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

令和3年12月20日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1537号	㈱野々山	野々山 徳春	名古屋市中区千代田二丁目16番34号	令和3年11月17日
第1538号	ハウスメディック(有)	宇佐美 秀彦	愛知県春日井市美濃町一丁目165番地1	令和3年11月17日
第1539号	㈱アイデアルクラフト	中島 宏美	愛知県一宮市柚木嵐字新田777	令和3年11月17日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

正

誤

令和 3年 7月28日付け名古屋市公報第 112号中の訂正について

ページ	件名	誤	正
1	目次	市営住宅先着順入居希望者の公募について	市営住宅先着順入居希望者の公募について (住都・住宅管理課)
		名古屋市休養温泉ホーム松ケ島の臨時開館について	名古屋市休養温泉ホーム松ケ島の臨時開館について (健福・高齢福祉課)

なお、名古屋市公報第 112号の該当ページは、本日訂正しました。